

ポスト占領期における映画産業と大映の企業経営（中）

井上雅雄

はじめに

1. 日本映画の輸出促進策と東南アジア映画祭
 2. 2本立興行の定着と製作体制 (以上 第69巻第1号)
 3. 興行時間規制問題と映画審議会
 4. 「太陽族映画」と映倫の改組 (以上 本号)
 5. 日本映画の「カラー」化の進展 (以下 次号)
- おわりに

承前

3. 興行時間規制問題と映画審議会

(1) 映画興行時間規制問題の生成

1954年末に第一次鳩山内閣を組閣した日本民主党の鳩山一郎は、一週間後に衆議院解散を控えた1955年1月18日、通産・厚生・文部の各大臣とともに首相としてはじめて映画各社の首脳を官邸に招いて懇談する。席上、業界側は輸出振興策をはじめとして、映画行政の一元化や映画輸入割当問題あるいは映画委員会の設置など、従来からの懸案事項の善処を要望する一方、政府からは近く厚生省から映画興行時間の短縮を業界に提案するので協力をお願いしたい旨の説明があり、「永田大映社長などは、この政府の政策に対して満腔の支持を約束し」、また「時の首相が映画人を招待し官邸で懇談会を開催するなどは正に映画人にとって神武天皇以来の出来事であると、よろこびを述べた」（「2時間半興行はどこへゆく」『合同通信 映画特信版』1955年1月20日号 3頁）という。そしてその日の閣議は、厚生省提案の「映画興行の健全化について」なる映画の興行時間規制案を閣議了解事項として決定し、これをもとに同年4月1日の実施を目途に、1月20日に厚生省事務次官通達、24日に衛生局長通達そして29日に公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長通達が都道府県知事等関係者に発せられた。この了解事項は、「近時映画の上映が長時間化する傾向にあり、これをそのまま放置しておくときは、国民特に青少年層の心身の健康に悪影響を与え、かたがた我が国の輸出産業としての重要性を加えつつある邦画の製作のうえにも暗影を投じるおそれがあるので、興行の健全化を図る措置を講じ、もって国民生活の改善合理化に資せんとする」との目的の下、具体的には映画の(1)「3本建

等によって長時間続映することを避け、1回の興行時間はおおむね2時間半を原則とする」こと、(2)「定員の励行につとめるとともに、常に換気、清掃等衛生上必要な措置を図ること」、(3)「換気装置その他の衛生施設整備を図ること」、(4)「禁煙等館内における公衆道徳の昂揚を図ること」の「措置を積極的に推進するものとする」(厚生省環境衛生部「映画興行の健全化について」(1955年1月18日閣議了解)映団連 1960 252~253頁)という内容であった。

この閣議決定は、その4日前の1月14日、厚生省環境衛生部が邦画6社の代表と映連および興連の関係者を招き、あらかじめ同一趣旨の厚生省案を示してそれへの協力を要請したことを踏まえたものであったが、多本立興行による青少年の健康に及ぼす影響の抑制を大義名分としたこの興行時間の規制措置は、その登場の経緯が必ずしも明瞭とはいえない。すなわちこの問題が発生した経緯については、部分的な重複も含みおよそ四つの契機が指摘されている。一つは、映画の青少年に与える影響に対してどのように対応するか、といういわゆる「映画と青少年問題」である¹¹⁾。1954年5月首相官邸で開催された「第2回全国青少年代表者会議」の決議に基づいて、同年7月12日に総理府内に設置された「青少年に有害なる映画出版物等対策専門委員会」は、当該問題について調査・検討するなかで、映画の多本立による長時間興行を、法務省が「青少年の犯罪」の観点から、厚生省が「青少年の保健衛生」(『映画年鑑』1956年版308頁)の見地から各々問題として取り上げた。これを受けて、映連の映画倫理規程管理委員会は、この動きへの「対抗措置」(『映倫50年の歩み』編纂委員会編 2006 52頁)として、後述するように映画の青少年に与える影響の問題については業界内部で自主的に対処すべき問題であるとし、8月13日映倫内部に「映画と青少年問題対策研究協議会」を設置して具体的に検討をはじめることとしたが、厚生省は、この業界の動きを無視して独自に興行時間の規制案を作成し、先のように自ら直接業者に協力を要請するに至った、というものである。

第2は、この厚生省の動きとは別に、映画製作会社の側が自ら興行時間規制を言い出したというものである。業界誌によれば、1954年に次のような「噂」が飛び交っていたという。

「ある映画会社の社長と、ある大臣が大阪行きの日航機の中で閑談一刻を過ごした」際、「社長が大臣に向って、日本の映画興行が3本建や4本建をやりたがるのは、物資の浪費であり、よい映画は出来ぬ。日本の映画会社は、そんな濫作映画を作って興行者に飽食させるよりは、須らく海外進出のための大作を作るべきである。第一、3本建4時間も5時間も、映画館に

11) 青少年に対する映画の悪影響という問題の登場が興行時間規制の有力な要因となったことは、例えば1955年1月18日に開かれた第4回青少年問題全国会議において、「青少年の健康、衛生上の理由から3本立映画をやめ2時間半以内に終了するよう厚生、文部省と呼応して興行界に働きかける。」(『読売新聞』1955年1月8日夕刊 3頁)ことが決められ、また先に触れた同じ1月18日の鳩山首相と映画6社首脳との懇談会の席上、安藤文相が発言を求め「映画が青少年に及ぼす影響が大きいから製作者も健康な映画を提供して国民文化の向上を図ってほしいと要望した。」(登川直樹「2時間半制への疑義」『キネマ旬報』1955年4月下旬号 64頁)というところからも明らかであろう。

青少年をおくのは衛生上の見地から言っても有害無益である、と言った。大臣にとってこれは正論であった。二人は大いに意気投合し、早速3本建の廃止、一興行時間の短縮を立案すべきだ、という結論に達した。」（『上映2時間半』に底流する諸問題』『キネマ旬報』1955年3月下旬号34頁）。

さらに第3の契機は、ある映画製作会社の役員が自ら厚生省に「陳情」に行ったというものである。

「第一、この『2時間半』説の発端が馬鹿げている。『1本立、2時間半』が理想的だ、と厚生省へ陳情に行った映画製作者がいる。この動機も表面から聞いていると大層結構なんだが、その会社の1本立作品が、興行的には競争相手の或る社の2本立には到底太刀打ち出来ず、それに新しい製作競争に参加したニューカマーにたいする圧迫も勘定に入れて、1本立2時間半という『理想論』が生れてきたとなると、話は違ってくる。『2時間半』の上に1本立を条件に追加すると正面から反対する会社があるので、1本立は何時か姿を消して『2時間半』だけが表面に主張されるという形になったものだ。」（池津勇三「近時憤憤録：愚の骨頂『2時間半』説」『合同通信 映画特信版』1955年3月10日3頁）

そして第4は、上の第2と第3の契機と重複ないし密接に関係するが、永田雅一と特定して彼が行政府に積極的に働きかけたという説である。

「[2時間半の興行時間制限が] 厚生事務次官通達で突然出た。業界はアッと驚いたが、さすが眼から鼻へ抜ける映画人、中でも消息通をもって自任する連中は、ははアんと膝を打った。これは大映の永田の差し金じゃとナ。京都出身の永田は人も知る通りに民主党の芦田均とは“親友”だし、大麻国務、安藤文部の大臣諸公とも御じっこんの間柄で、鳩山内閣は映画行政に関する限りは永田内閣じゃと、ソネんどる向きもある位じゃヨ。永田は戦時中、映画統制をうまく利用して、大映を松竹東宝と比肩する大会社に仕上げた男じゃ。日活が出てきて製作6社と相成っては、統制の味の忘れられん永田としては、戦時中の劇映画一本、文化映画一本、ニュースではない時事映画一本の2時間興行に、郷愁を感じよるのも無理はないテ。」（飛鳥山人「業界夜話 2時間半制は日本映画の自殺行為じゃ」『キネマ旬報』1955年3月上旬号64頁）¹²⁾。

12) 岩崎昶は、映画関係者の座談会において「2時間半という問題は、要するに東映が2本建でうまく稼ぐのはどうもぐあいが悪いという立場の会社、たとえば大映なんかだね、これが法律によって、1本建を実現しようという考えで、つまり永田提案で内閣審議会あたりに取り上げさせた、といううわさがあるんだが、それはどうなんです。ぼくは大へんあり得ることだと思うが……」（『特集 映画と

以上のような、「噂」や「陳情」あるいは永田による「差し金」が仮に事実だとすれば、興行時間の規制は、有力な製作会社が他社や興行者に引きずられて濫作している現状を改め、あるいは後発会社を「圧迫する」ために、その手段として自ら持ち出したということになり、厚生省がイニシアティブを取ってまず動いたというのとは別のストーリーが構成される。しかし例えば製作会社が言い出したにせよ、それを実際に成案して行政指導というかたちで実施しようとしたのは厚生省にほかならないから、厚生省の主導性自体は否定できない。実際にも、厚生省は「すでに吉田内閣時代から、環境衛生の見地から全国映画館の調査を進めて興行時間制限の実施を検討して」（『興行時間を2時間半に制限』『映画時報』1955年2月号25頁）いたという指摘もあり、また「民主党内閣は、すでに改進黨時代に、業界との懇談会なども通じて、これも時間制限による2本立、3本立興行の立法的取締りを研究していた」（同）とも、いわれている。これらの点を勘案すれば、興行時間規制は、政府・厚生省そして主要製作会社とのいわば共同作業として構想されたというべきなのかもしれない。この点に関して興味深いのは、時間規制案が厚生省によって正式に発表された後の鶴見祐輔厚生大臣と城戸四郎松竹社長の対談である。

鶴見「今度の2時間半の興行時間制限ですが、あれの狙いは前に城戸さんと一緒に映画法を作ったのです。昭和14年でしたか。そのときは文部省におこうと思っていたが、内務省に持っていかれて、文部省は文化映画だけになったのですが、初めに内閣の大きな委員会を作ろうというのがかわったのです。……今度の2時間半というのは調べたところが、どこにも監督官庁がないのです。幸いにして厚生省の健康保持という立場からいって、興行法第3条でやれるということがわかったからやったのですが、私も権力を用いないで、民主的に皆さんの御協力の態勢で持っていきたいと思ったのです。」「[映画] くらい日本の国際的地位をあげるものはちょっと少い。文学もいいのですが、翻訳すると味がなくなります。やはり目で見るものはいい。日本音楽は西洋にはすぐ入りません。映画がいちばんいいのです。幸い厚生省が映画に口を出せるということを発見したので、これを機会に、実は短期間に案をつくったのです。これを以て日本の映画を立派な、世界的なものにしていきたい。」

城戸「鶴見さんはいつもわれわれの尊敬するところの愛国者であり、それで文化人なんです。その鶴見さんが大臣になったということは、われわれとしては絶好のチャンスに恵まれたことだと思います。偶然に、かつて映画法にタッチされた関係もあって、映画に対しては政治家として一応の知識を普通の人より持っておられる。それだから改めて映画がというのが理想であるかということを業界からいうまでもなく、2時間半程度にすること、つまり、映画の質的向上とかいろいろな意味において国民をして娯楽に淫せしめないという意味のこ

検閲：映画人の考え方』『中央公論』1956年10月号199頁）と述べて、この問題は同じく永田が言い出したのではないかと推定している。

とに対する充分の認識を持たれている。かなりの自信を以てこれを実行になられることと思うのです。……往年の映画法に似ているとか、或いは映画法にたまたま2時間半ということがあったから、それを利用したとか、かつての検閲制度の復活にまで持って行くような機運を醸成したらたいへんだというように、非常におそれるところが、変に神経質になっているところが、業界の一部にあるように考えられる。しかし、私自身は映画はとにかくさっきいったように、文化的、娯楽的なもので、一つは立派な映画館の中で気持ち良くみられる。その点において衛生設備を十分にする。」

鶴見「衛生の面からいうと、[映画の] 思想の内容に入らない。思想の内容に入りますと、いろいろな混乱を伴います。誰が思想を試験するかという問題になる。それは民主的でない。いまの健康上の面からならいい。それも地方の都道府県で条例を出すに至らない程度で皆さんの御協力でやっていただきたい。こういうつもりでやわらかなものとして出しているのです。」

城戸「文化人鶴見大臣が折角或る理想を持ってやったのだから、われわれ業界も、理論的に反対でない限りは、やはり協力して、それで結論的に映画の質的向上に資する。」(鶴見祐輔・城戸二郎対談「興行時間制限の意味するもの 2時間半問題をめぐって」『映画時報』1955年3月号17～22頁)。

戦時中、興行時間の規制や入場人員の制限が織り込まれた映画法の制定にかかわったという経験を城戸と共有する鶴見は、「健康保持という立場から」「厚生省が映画に口を出せるということを見出し、かつての教訓から「権力を用いないで」「やわらかなものとして」興行時間制限を「出している」のであって、「これを以て日本の映画を立派な、世界的なものにしていただきたい。」と述べ、これに対して城戸は「かつての検閲制度の復活にまで持って行くような機運を醸成したらたいへんだというように、非常におそれるところが、変に神経質になっているところが、業界の一部にある」が、しかし「文化人鶴見大臣が折角或る理想を持ってやったのだから、われわれ業界も、理論的に反対でない限りは、やはり協力して、それで結論的に映画の質的向上に資する。」ようにしたいと応じている。ここからは行政がイニシアティブを取って「健康保持という立場から」「映画に口を出したことが明らかであるが、むしろ注目すべきは鶴見が「健康保持」という生理的・衛生的な理由を挙げながら、「日本の映画を立派な、世界的なものにしていただきたい」と映画の質の向上を求め、それに応えて城戸も、これに「協力して」「映画の質的向上に資する」ようにしたいと述べていることである。「健康保持」のために実施される興行時間制限が、実は映画作品の質の向上をも目的としているわけであり、保健衛生と映画の質という全く次元の異なる問題が、興行時間規制に目的として併存していることになる。ここに「映画に口を出したい厚生省と、多本立に悩む大手製作会社との隠された意図を読み取ることは不可能ではないであろう。この興行時間規制問題が、行政と製作側と

の共同作業ないし合作という疑義を払拭できないゆえんである。

以上のような問題発生の経緯に加えて、製作・配給と興行という利害の異なる産業組織さらには同じく興行でも封切から下番線へと下る多段階・多層構造ゆえの利害対立を内包する映画興行界の性格などから、この興行時間規制問題は、その後3年ものながきにわたって曲折した展開を辿ることになる。まず時間規制の対象当事者である興連は、1955年1月6日傘下各都府県興行組合に対して、当該問題に対する県下の「意見調整」（『映画年鑑』1956年版 308頁）を図るように指示するとともに、1月14日の厚生省環境衛生部による興行時間制限の趣旨説明を踏まえて、映画6社首脳が官邸での懇談会に出席している同じ1月18日、名古屋において常任委員会を開き、興連としての対応を決定する。すなわち「3本立は自粛して中止する」が、「一興行時間を3時間とし、尚30分程度の幅を持たせること」、また「4月1日より〔の〕実施は不可能だから相当期間〔の猶予〕を認められたい。」（『上映2時間半』に底流する諸問題』『キネマ旬報』1955年3月下旬号 35頁）という内容である。この決定の基礎には、同委員会の席上公表された全国映画館の興行時間の実勢があった。それによれば、興行時間2時間～3時間がわずか70館（2%）なのに対し、3時間～4時間が2,458館（61%）、さらに4時間以上の興行が1,500館（31%）（前掲『映画年鑑』1956年版 152頁）と、全国の映画館のほとんどが3時間以上興行しており、このことは圧倒的多くの映画館が2本立以上の多本立興行を実施していることを意味する。興連が3本立は自粛するが、興行時間については3時間を原則とし、これに30分程度の幅を持たせると決めたゆえんである。興連は、この常任委員会の決定を、同月28日の興連全国大会において決議し、趣旨説明のために大会に出席していた楠本厚生省環境衛生部長にその善処を求めたのに対して、楠本は「厚生省案の2時間半実施を、目標として認めるなら、実施態勢が整うまで3時間とし、更に状況によっては30分の幅も認容しよう、その代わり3本立は3月から中止してほしい」と応答し、一部業者から強硬な反対意見が出されたものの、最終的には楠本の応答を「申合せ」として確認し、これを興連との間で「取決めた。」（前掲『上映2時間半』に底流する諸問題』同 35頁）。こうして興行者側は、条件付きながらひとまず厚生省による時間規制に協力することとなった。

(2) 映画業界の対応

一方、映画製作・配給会社は、1955年2月7日の映産振においてこの問題を取り上げ、まず映連側から「2時間半を原則として製作者で考慮して貰いたい。半年間位の間準備して貰いたい。含みとしては3時間以内は当分仕方ない事であろう。」とする要望が表明され、次いで興連が先に厚生省環境衛生部長と取り交わした「申合せ」内容を報告する。その上で、映産振としては「2時間半という根拠を検討する必要がある」として、「厚生省当局責任者の方々」と「打合せをする」（1955年2月7日「第8回映産振会議」前掲映団連 251～252頁）ことを決め、これに基づいて2月19日、厚生省事務次官以下担当部局の局長、部長、課長の出席のもと

に、意見が交わされた。そこでは、興連と映連は興行時間を2時間半とすることには基本的に賛成するが、「過渡的期間中は現行のままとする」（興連）「製作作品の状況等に応じて3時間迄は認めて貰う。」（映連）と述べたのに対して、厚生省側が「2時間半は結論であって、守るべく協力して貰いたい。期間が半年、一年と延びることは困る。益興行終了後位の予定として貰いたい。法令で定めたくはないので協力をお願いする。」（同260頁）と、過渡期間を限定するとともに、法律による規制の可能性を持ち出して協力を迫ったことが注目される。一方、製作側は「2時間半の根拠は何であるか」（服部）「技術的に根拠がアイマイだ」（渡辺）と時間規制の根拠を質し、これに厚生省側が「フリッカー測定方法により、2時間目より疲労度が上昇し、2時間半で限界に達する事が実験上より得たデータである。各国の状況も2時間半前後の一興行時間の慣例となっている。」（同260～261頁）と応答するものの、必ずしも業者側の納得は得られなかった。しかし厚生省としては、先のように2時間半を原則とした上で、「3時間」までは「7月までを暫定準備期間」（『映画界の動き：上映時間制限は7月まで暫定期間3時間を承認』『キネマ旬報』1955年3月下旬号88頁）としてこれを認め、この期間内に「業者の十分な協力を得られない場合は厚生省として、何らかの手を打つ」（同）との強硬姿勢を崩さず、この協議を終える。その後、映産振はこの問題に対する官民協議会の設置を求めたこととしたが、上の協議を通じて時間規制に対する厚生省の強い意志が明らかとなったことは、留意しておくべきであろう。

他方、既にみたように全国の映画館における興行時間の大部分は、3時間以上かつ多本立であったが、それは封切館よりも下番線館に特徴的であったから、厚生省の時間規制が猶予期間後の7月末から実施されるとすれば、それが下番線館の死命を制しかねない重大な問題であることは、明白であった。下番線館オーナーの圧倒的に多い東京都独立興行者協同組合（都興組）は、2月18日、緊急役員会を開き「封切館と2番線館以下とが同一時間内で営業することは、下番線館を衰微の一途に追いやることになるので、封切館は1本建て2時間半以内、2番線館以下は2本建て3時間ないし3時間半とする特例を要望する」（前掲『映画年鑑』1956年版154頁）との決議を採択するとともに、3月7日、厚生大臣および環境衛生部長と会見し、「封切館と下番線館との間に時間差を設けること（下番線館においては2本建て3時間ないし3時間半を適当とす）」（同）などを内容とする「陳情書」を提出する。これは基本的には先の興連決議に沿った内容ではあるが、時間延長については独立興行者にとってとりわけ切実な要求であり、自ら独自に行動を起こしたゆえんである。これに対して東京都は、興行者が興連決議に基づいて3月1日から実施している3本立の自粛措置を評価して、同18日公衆衛生局長名にて、4月1日以降、「一映画興行時間は2時間半を原則とするが、当分の間は3時間までを認め、ただし、やむを得ず興行時間を延長するときは、30分以内を限度として所轄保健所の承認を要する。」（同155頁）との通達を都内各保健所に発して、都興組の陳情に応える。こうした状況下、3月24日に開催された興連の全国大会は、激論の末、九州ブロック代表による「同一の[興行時

間] 制限で [全国すべての映画館を] 一律に拘束することは不当である。2本建に自粛している現在、その撤回を要望する。もし、撤回をみない場合は一斉休館も敢えて辞せざる決意を有する」との「緊急動議」を「満場一致で採択」(同 156頁)する。かくして興連は自主的に3本立興行を停止することを条件に、一律の時間制限の撤廃を基本要件とする新たな運動方針を打ち出したのであった。

7月末からの時間制限の実施予定を前にして、6月22日、厚生省は映産振の求めに応じて当該問題に関する官民「合同懇談会」を開催し、製作・配給・興行の各代表者が出席する。そこでは、製作と興行側が各々の立場から、3本立興行の自粛と2時間半興行の協力を実施しているものの、下番線館にいくほどそれが困難な実情であることを訴え、2時間半制限は「時期尚早」(同 157頁)との認識を示すが、むしろ注目すべきは、その席上公表された厚生省による36県3,615館を対象とした次の調査結果(同)が示す映画興行の実態である。

上映本数別館数(3月～6月): 1本立110館(4%), 2本立3,058館(85%), 3本立447館(11%)

上映時間別館数(同): 2時間半以内190館(5%), 3時間以内1,914館(53%), 3時間以上1,511館(42%)

これによれば、3本立の館数が全体の11%とかなり少ないが、それは3月以降の3本立興行自粛の結果であり、揭示はしないが3月だけのそれが33%であったから、4ヵ月間でおよそ3分の1に減少している。しかし上映時間のほうは、2時間半以内がわずか5%で、3時間以内が53%、3時間以上が42%と圧倒的に2時間半を超えており、全国の映画館の大宗を占める下番線館の興行時間の実態をはっきりと映し出している。もっとも、3月時点では3時間以上の比率は57%であったから、それでもこの間、15ポイント程度減少したことになるとはいえ、このデータが示す限り、夏から興行時間を2時間半に収めることは、きわめて難しいことが示唆される。実際にも、「封切館とちがって、下番線の館では2時間半では客の満足を満たせないで、われわれとしては3時間から3時間半がよいと思う。これだと地区地区の条件を考え、娯楽版を入れたり、フィチュアを組み合わせたりすることが出来るが、これが封切と同じ番組では場所も悪い小屋もきたない2番線以下の下番線の小屋の活路としては成り立たない」(大蔵貢「映画興行当面の諸課題」『キネマ旬報』1955年夏の特別号 72頁)という下番線の興行現場からする声には、きわめて切実なものがあった。かくして厚生省は、7月末から予定していた時間規制の実施をひとまずペンディングし、7月1日、山口公衆衛生局長名をもって各都道府県知事宛に、時間制限の原則は撤回しないが、「2本立等[の興行は]おおむね3時間になるよう指導する。」また「2時間半制実現については今後の実施状況の推進を注視するとともに、映画製作者等映画関係者の措置の進展を中心として具体的方途を考慮する」(「映画界

の動き：上映時間問題に修正措置」『キネマ旬報』1955年7月下旬号 89頁）との通達を發出した。

（3）映画審議会と興行時間問題

興行時間規制問題が発生して以降、映画ジャーナリズムはそれへの論評をさまざまに掲げたが、そのほとんどは反対という立場であった。その場合、時間規制そのものに反対というよりも、厚生省が上から一方的に規制を迫るそのやり方に対して反対するというのが、特徴的である。

「われわれは厚生省の一方的な強行措置には断固として反対する。一興行『2時間半』程度が映画鑑賞のための制限時間として生理的にはほぼ最適のものであることも判る」が、「しかし自由経済の原則から言えば、興行時間の長短はこれはあくまでも業者自身の自主的な判定にゆだねられるべきものである。」「役人達は2時間半興行は、環境衛生の見地からだけでなくこれによって日本映画の質的向上にも大いに寄与することになるだろうと口走っている。2時間半興行と日本映画の質的向上とはこれは本来別個のものだ。2時間半興行が直ちに1本立の理想興行となり、その1本が質的に充実したもののみ作られるなどというのは、単なる官僚の幻想にすぎない。」「（木曜評論：『2時間半』興行の問題」『合同通信 映画特信版』1955年2月17日 1頁）。

「政府が映画界に対してこういう問題のきり出ししかたをしなければならなかったのはなぜか、保健衛生の立場から映画をみる環境をよくしようということと、映画の3本建や4本建を止めさせようということと、どちらに主張があるのか、前者を口実にして後者の目的を果たそうとしたのではないか、といった疑問が起るのは当然である。……映画館の空気のごよこの問題が、日本映画の質を高めようとする問題につながるというのは、文化統制的な趣旨をふくんでいると疑われる余地のある論旨であって、法衣の下から鎧がのぞいていたとみる攻撃もまんざら文化人の被害妄想とばかりは言えない。」「（登川直樹「2時間半制への疑義：政治的手段より業界内部の力で解決を」『キネマ旬報』1955年4月下旬号 64頁）

いずれも業界の自主性を無視した厚生省による上からの規制措置に反対しており、同時に環境衛生の問題が「本来別個の」問題である映画作品の質と関連づけられることで、「法衣の下から鎧がのぞく」ような、「文化統制的な」気配を嗅ぎ取り、強い拒否感を示していることが読み取れる。それは、また当時のジャーナリズムの共通の認識でもあった。これに対して、映画興行の現場を知る大手配給企業の責任者は、興行時間制限が実施された場合の実際の影響について、「配収の低下」（松竹大阪支店邦画部長村田正夫、東宝関西支社業務課長蜂谷一芳）が不可避であるとする認識を前提に、「製作、配給会社の再編成」（同）や「製作・配給方針の

根本的な変更」(東映関西支社営業第2課長錦友治),あるいは「興行館の競争の激化」(松竹大阪支店邦画部長森元治)そして「下番線館の苦境の深刻化」(吉本興業業務部長前田米一,東映関西支社配給第1課長仁尾錬太郎)('興行時間制限の影響:配給・興行当事者に聞く'『合同通信 映画特信版』1955年3月3日3~7頁)などを指摘して,製作・配給・興行全般に及びその影響の大きさに危惧を抱いている。

これに対して製作会社の時間規制に対する態度は,必ずしも一様ではなかった。そのことがはっきりと顕在化したのは,1月18日の首相との懇談会での邦画6社首脳の要望に基づいて新設された「映画審議会」の場であった。1955年9月30日,閣議決定により首相の諮問機関として「映画審議会」が設置される。10月4日の第1回審議会において委員25名の互選により,会長に高橋誠一郎,副会長に永田雅一が選出され,同21日の第2回審議会において(1)「映画上映時間の全国統一」(2)「映画館の改善」(3)「映倫審査」(4)「映画と青少年問題」等11項目の「審議事項」が「採択」(前掲映画団連319~320頁)されて,毎週金曜日を定例として第3回から具体的に審議が開始される。この審議会は,そのメンバーに戦時中の映画法の立案責任者である館林三喜男や経団連,日経連の各代表,あるいは波多野勤子など外部有識者が連なる一方で,時間規制によって最も影響を受ける興行界の代表が入っていないなど少なからぬ偏りがあったばかりか,映画業界が当初求めていた行政側の担当者が一人も入っておらず,官民合同の委員会という性格のものではおよそなかった。が,興行関係者の参加については,興連代表の河野義一の強い要求もあり,第6回審議会から5名の増員によって興連の河野と事務局長の加藤巖雄も委員として参加することとなった。

審議会は,翌1956年5月25日まで計26回に及び討議を重ね,さまざまな議題が議論の俎上へのぼったが,その中心テーマは,当然にも最もコントラヴァーシャルな興行時間規制問題であった。この問題について,当初,製作・配給会社側はフィーチャと中編作品を組み合わせで配給している東映をはじめ,大手が賛成の態度を明らかにするが,2本の配給が困難で他社作品との抱き合わせが多い新東宝が反対を表明し,また興連は一貫して反対するなど,意見調整は難航する。そこで11月8日,製作・配給6社が審議会とは別に社長会議を開いて意見調整を図った結果,新東宝も折れて2時間半規制をひとまず認めることとなり,「映画製作の配給6社は,厚生省の懇請する“一興行2時間半”を妥当と認めこれに協力する」「6社は,2時間半以内の番組を編成するが,番組内容は各社の自由とし,2時間半以内でさえあれば,1本建でも2本建でも差支えない。」厚生省の「行政指導によって全国映画館に徹底させることは認めるが,法制化には絶対に反対する。」などの「申し合せ」(『映画年鑑』1957年版159頁)を取り交わす。

この製作・配給会社の「申し合わせ」に対して,東京をはじめ九州,京都,神戸,大阪,埼玉など各都府県の興行組合が反対運動を組織するなど,興行側は強く反発し,11月11日には興連が「映画興行に対する大衆の欲求と,従来,興連のとってきた自粛体制を無視して,単に保

健衛生の見地からする2時間半を強行するならば、興連はこれに協力しないことはもちろん、従来の自粛体制を放棄せざるを得ない。その結果起るべき全国映画興行部内における混乱の責任は、あげて映審にあることを、ここに声明す（同161頁）との「声明書」を発表する。さらに興連は、同24日に「時間制限反対全国興行者大会」を開催して、「映画興行の時間制限は業者にとり死活問題である。この解決のためには写真料金の適正化、乱立防止、金融措置をまず解決すべきある。これを無視した審議会の態度は無謀な処置で断固として反対する。」との「宣言」を発表するとともに、「2時間半を強行すれば、全国5000の映画館は自粛体制を放棄して、一斉休館を辞せざるを得ないことを決議する。」（同162頁）と表明するなど、その態度を一層硬化させた。

したがって翌25日に開催された第7回審議会でも、製作・配給側と興行側の溝は大きく到底埋まらなかったが、それに加え一度は意見一致をみた製作・配給会社の側でも、「長・中編2本建2時間半」を主張する東映と、「封切1本建、時間制限撤廃」を主張する新東宝とが再び対立したため、審議会とは別に製作・配給側と興行側とによる「懇談会」が3回にわたり持たれた結果、翌1956年1月16日、「邦画各社は、2月2週を期して劇映画3本建興行を行う館へは作品を配給しない。」「2時間半」は理想としては適当であるが、現在はまだその体制になっていない。各社は現在、それぞれ系統を確立しつつあり、3ヵ月後にはおおむね整備を完了する。その暁において系統館（だいたい封切から10番まで）は、原則として2時間半興行を行う。系統館以外（だいたい11番以下）は、おおむね3時間前後として劇映画2本建とするも差支えない。」（同163頁）とする東映主導の「申し合せ」に同意する意見の一致をみた。

この「申し合せ」は、しかしながら再び二つの方向からの反対を呼び起こすことになる。一つは、服部知祥に代わって新たに新東宝の社長に就いた大蔵貢によるものであり、独禁法に抵触する可能性を根拠に、大蔵は鳩山首相はじめ関係大臣、審議会委員等に対して直接反対の陳情に打って出る。いま一つは、興連によるものであり、興連代表も参加した「申し合わせ」は、先の全国興行者大会の決議を無視するものとして全国各ブロックの興行組合の激しい反発を巻き起こし、2月8日と3月1日の全国常任委員会において、先の全国大会での決議を再確認するとともに、3月8日には「申し合せ」反対の「陳情書」を衆参両院議員に提出する。さらに興連は、翌9日「時間制限反対緊急全国興行者大会」を開き、時間制限に「断固として反対する」との「宣言文」と、これを強行するならば「全国一斉休館も辞せず」とする「決議文」（同163～164頁）を満場一致で可決し、それを自民党副幹事長らに提出して協力を要請するとともに、折から開催されていた第16回映画審議会を直接訪れ、会長らにそれを手渡して善処を求めるなど、強硬姿勢をさらに鮮明にする。

このように、業界内部の意見対立によって合意の方向が容易に見い出せない事態を前にして、審議会は、映画関係の当事者10名の委員を除いた20名の第三者委員によって討議を行うこととし、その結果、3月30日の第19回審議会において（1）「封切館は2時間半」（2）「その他は3

時間」(3)「3本立はやらぬ」(4)「製作6社は製作制限を進める、但し(4)は政府の干渉による」(「映画審議会総決算：政策樹立をめぐる7ヵ月の討議」『映画時報』1956年7月号25頁)との内容の時間制限の「答申案」を決定する。1956年4月6日の第20回審議会は、この案めぐって議論が交わされ、封切館については10大都市のそれに限定することとなったが、採決は持ち越され、同13日の第21回審議会において、興行側は(1)と(2)の項目についてあくまでも反対し、また大川博東映社長が(4)の製作本数制限は興行時間制限の目的を逸脱するものとして異を唱え、さらに同20日の第22回審議会では、今度は小林富佐雄東宝社長が封切館とそれ以外を区別することと3本立興行の禁止について反対の意思を明らかにするなど、各社の足並みは大きく乱れる。しかし、この第22回審議会において、これらの反対意見を「意見書」として添付することを条件に、答申案については「諒解」(同26頁)され、ここに興行時間規制問題は審議会においてようやく「答申書」を作成できることとなった。「答申書」は先と基本的には同じく、(1)「10大都市の封切館は2時間半興行を行うこと」(2)「前項以外の興行館は当分の間概ね3時間の興行を行うことができる。」(3)「3本建興行は行わないこと。」(4)「政府は、製作6社に対し、劇映画の製作本数を制限するよう勧告すること。」(同28頁)という内容であった。

以上のように、きわめて曲折した興行時間規制問題の展開は、いかに映画業界が自主的に利害を調整し、まとまって行動することができないかを白日の下にさらすこととなり、最後の答申書にまで3つの反対意見が付帯したことは、このことを如実に示すものであった。この問題は、厚生省による上からの規制として提起されたにもかかわらず、それを製作本数の削減に利用しようとし、あるいはそうはさせまいとする製作用業界内部の対立と、興行時間制限によって経営に深刻な影響をこうむる興行界の頑強な反対とが交錯して事態を複雑化させたが、その基底には生産・流通・小売という異なる産業組織に規定された利害の対立があり、そのことが映画業界として統一的な意思形成を不可能にしたことは否定できない。とはいえ、これは、自由な市場競争によって成り立つ民間産業においては不可避なのであって、むしろそのような市場競争場裡に、政府＝厚生省が積極的に介入して規制措置を試みようとしたということ自体が異常というべきなのである。答申書が提出された直後、各種の映画観客調査に携わってきた社会心理学の南博は、「いったいどの国に興行関係者や観客の意見や実績をくわしく調査もしないで、ただ、『おかみ』からのおたずねがあったというだけで民間の自由にまかせるべき興行時間をこじつけのりくつできめてしまうところがあるだろうか。……自由の制限がこんなことにまで及ぶとすれば、おそらく興行時間の次には、興行の内容問題におよんでくるだろう。そうすれば、放送法の改悪やその他表現[の]自由を圧迫する昨今の風潮に乗じてなにをするかわからない。」(南博「上映時間制限と官僚統制の危機」『キネマ旬報』1956年5月上旬号 35頁)と述べて、この問題をめぐる政府の対応を批判したが、それはこの問題についての映画ジャーナリズム共通の評価と言ってよかった。

(4) 「興行時間規制問題」のその後

映画審議会による答申書が3つの反対意見を添付したことは、結局興行時間規制問題は、何ら具体的に有効な解決策を見出すことができなかつたということの意味するものであり、答申書提出後の業界の動きは、それを立証するものであった。すなわち厚生省は9月27日、翌1957年2月から6大都市の封切館は2時間半、それ以外は概ね3時間とする興行時間制限の実施を製作会社に求めるものの、製作側は実際に映画上映に携わる興行界の賛同を得なければ実施できないとして、反対意思の強固な興連に問題を預けたために、厚生省は行政指導による時間制限については断念し、立法措置によってそれを実施する意思を固める。厚生省は、折から国会上程中の「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案」（環衛法）をもってこの問題を処理することとし、これについては興行側も基本的に同意して、環衛法成立後自主的に時間制限を実施するとの態度を表明する（『映画界の動き』『キネマ旬報』1957年2月特別号164頁）。審議が難航した「環衛法」は、1957年5月16日参議院を通過して成立し、各地の興行組合は、これに基づいて法的資格を有する新たな組合を結成するなど組織再編した上で、その新組合の下、興行時間制限が自主的に実施されることとなったが、しかし実際の足並みはなかなか揃わず、最終的にこの問題は各地において跛行的に実施されて収束することとなった（『映画年鑑』1958年版161～164頁）。

試みに、東京都興行環境衛生同業組合が、1958年7月1日時点で実施した実態調査によれば（表5）、1本立興行が46館なのに対し2本立が276館、3本立が264館、ニュース館が10館と、3本立興行が依然全体の半分近くを占めており、また興行時間（表6）も、2時間未満が31館、2時間から3時間が107館、3時間から3時間30分が167館、3時間30分から4時間が148館、4時間以上が143館と、3時間以上の興行が全体の78%と圧倒的割合を占め、3時間半以上でも49%と、上映時間の長さは、むしろ逆に伸びていることがわかる。

かくして、大山鳴動してネズミー匹も出ることのない結果となったこの興行時間規制問題は、繰り返すまでもなく、営業の自由を侵すがごとき行政による一方的な規制措置の実施自体に無

表5 東京都興行形態別映画館数

1958年7月1日現在（単位：館）

興行形態	1本立	2本立	3本立	ニュース
館数	46	276	264	10

（出所）『映画年鑑』1959年版 273頁により作成

表6 東京都興行時間別映画館数

1958年7月1日現在（単位：時間、館）

興行時間	～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0～3.5	3.5～4.0	4.0～4.5	4.5～5.0	5.0～
館数	1	5	5	20	47	60	167	148	100	31	12

（出所）表5と同じ

理があったことを如実に物語るものであったが、しかしもしこのような介入を招いた一因に、政府の支援を求めて発言力を高めてきた映画業界のあり方があるのならば、この問題は、業界と政府との関係性を問うという性格を潜在させていたはずであるが、しかし業界の側にそのような内省的な問題提起がなされた形跡はない。その後、こうした行政による業界への介入は、所管官庁は異なるとはいえ、いわゆる「映画と青少年問題」として再び登場することになる。

4. 「太陽族映画」と映倫の改組

(1) 「太陽族映画」とその波紋

1954年5月、政府主催の第2回「全国青少年代表者会議」は、「青少年の遊び、遊び場、不良出版物、映画、おもちゃなどの影響」（『読売新聞』1954年5月27日夕刊3頁）を議題として取り上げ、映画については「性典映画」や外国映画の「愛欲物」（遠藤龍雄 1973 158頁）などを俎上にのせ、そこでの「青少年に悪い影響をもたらすような映画は追放しよう」（同）などの発言を踏まえて、その取締りのための立法措置を決議する¹³⁾。政府は既に1950年に総理府内に「中央青少年問題協議会」を設置し、それに呼応して各地方自治体もそれぞれ「青少年問題協議会」を設けていたが、この決議を受けて1954年8月、総理府に「青少年に有害なる映画出版物等対策専門委員会」を設置するなど、青少年保護の名の下に映画等に対する外部からの規制の動きが台頭する。こうした動きに抗して映画業界の自主規制機関としての映倫は、同じく8月、この問題について自主的に対処しようと「映画と青少年問題対策研究協議会」を設けるが、折から10月に公開された東映作品「悪の愉しさ」（千葉泰樹）が、各地で「俗悪映画」（『映倫50年の歩み』編纂委員会編 2006 52頁）として問題となり、香川県では知事名をもって県青少年保護育成条例に基づき18歳未満の青少年の観賞を制限する勧告を出すなど、映画観賞への規制措置が実施される。

11月5日、こうした社会的動向を背景として、中央青少年問題協議会は鳩山首相に「有効適切な法的措置を講ずることを望む」（同 53頁）との意見書を提出するなど、映画界に対する風当たりが強くなり、映倫は「公的権力と世論、双方から非難を浴びる」（同）ことになった。映倫は、これに対応するべく、1955年5月、諮問機関として業界関係者に教育者や児童心理学者など外部の専門家を加えた「青少年映画委員会」を設置して、この問題への取り組みを本格化させる。18歳未満の青少年の観賞が望ましくない映画を「成人向」、望ましい映画を「青少年映画委員会推薦」に指定する制度を設けたのは、その具体化であった（『映画界の動き：不適当映画は「成人向」と指定』『キネマ旬報』1955年6月上旬号 96頁、前掲遠藤龍雄 162～163

13) 遠藤龍雄はこれについて、「いわゆる模範青少年たちの純心な気持はわかるにしても、この会〔議〕の裏には青少年保護育成の名目で、映画界あたりを突破口として言論統制の復活をもくろむ大人たちの黒い欲望が感じられた。」（前掲遠藤龍雄 158頁）と述べている。

頁，小林勝「映倫日記」『キネマ旬報』1956年4月下旬号144～145頁¹⁴⁾。

そうした中、1955年9月、米MGM映画「暴力教室」の上映が青少年に悪影響を与えるとして兵庫県をはじめ各地において問題となり、青少年の観賞を禁止する動きが活発化する。これに対して映倫は、「一部外国映画などに暴力の刺激的な表現がかなり多い [が]、今後かかる傾向についての審査は、青少年への好ましくない影響も十分に考慮し、成人向指定のあるなしに拘らず一層慎重に処理したい」（「映画界の動き：映倫見解を発表 地方条例動く」『キネマ旬報』1955年9月下旬号147頁）との審査室の見解を発表するとともに、アメリカ映画協会（MPAA）傘下のメジャー10社に対して映倫の審査を受けるように要請する。そこには、映倫が占領終結によるGHQ民間情報教育局（CIE）の検閲廃止後、外国映画の輸入配給業者に対して映倫審査への自主的な協力を要請し、英国映画協会などヨーロッパ映画の輸入業者はこれを応諾するものの、メジャー10社は、既に本国で審査を受けていること、日本の税関審査をパスしていること、また日本の映倫規程がアメリカの映画製作規程を規範にしていること、さらには映倫が映連の内部機関であること、などを理由にその要請を拒否してきた、という経緯があった。

が、この「暴力教室」の公開によって「アメリカ映画の野放し輸入が批判の^マトとなってきた」（「映倫で検閲申入れ アメリカ映画10社に」『朝日新聞』1955年9月10日付朝刊7頁）ことを受けて、映倫は米メジャー10社に対して改めて映倫審査への参加を求めたのである。そして暮れも押し迫った12月13日、清瀬一郎文部大臣は記者会見の席上、「いまちまたにはらんしているエログロ雑誌、あるいは青少年の教育に悪影響があると思われる映画などの興行物にたいしては、文部省としてなんらかの形で抑制する措置をとりたい。」（「なんらかの形で抑制」『読売新聞』1955年12月14日朝刊7頁）と述べて、政府による規制の意思を明らかにしたため、

14) この映倫青少年映画委員会による指定制度は、「推薦」の場合は「文部省選定」などとともに映画の新聞広告に載るが、「成人向」指定の場合は「新聞広告に配給者の責任でその旨明示すること」（前掲遠藤龍雄164頁）とされたにもかかわらず、「どうした事だ、6大製作会社が新聞広告に、全然類かむりを極めこんでいるではないか。」（「旬報回覧扉」『キネマ旬報』1955年8月上旬号89頁）というのが実態であった。すなわち「新聞広告などにほとんどみうけられ」ず、また「ポスターではむろん分からない」ために、観客は「映画館の前まで行って、はじめて『成人向』だと分かった。」（「指定映画と推薦映画 その後の映倫青少年対策」『合同通信 映画特信版』1955年6月23日号3頁）というように、映画業界の消極的な姿勢によって、指定制度は当初は必ずしも十分に機能しなかった。実際にも、浅草での「成人向映画」の観客調査（調査対象上映館・日時不明）によれば、18歳未満の観客は封切初日（非日曜日）「彌太郎笠」8.4%、「豪快一代男」8.6%、「ひとり寝る夜の小夏」9.1%であり、日曜日になると「渡り鳥いつ帰る」16.9%、「彌太郎笠」40.7%、「豪快一代男」22.0%と、「表示板にもかかわらず、かなりの数にのぼっている」のが実情であった（南博「青少年に見せたくない映画」『映画の友』1955年10月号95頁）。

また翌年のいわゆる「太陽族」映画の登場に際しても、日活は成人向指定の「太陽の季節」と青少年映画委員会推薦の「姉さんのお嫁入り」（斎藤武市）を、2本立として大都市の封切館に配給・興行するなど、映画業界の映倫への協力姿勢は、決して充分とはいえないものであった。

映画ジャーナリズムからは「官僚による映画統制の執拗な復活運動」のあらわれとして、「実に恐るべきもの」（『旬報回覧扉』『キネマ旬報』1956年新年特別号195頁）と批判されるが、こうした動きに一層拍車をかけ、映倫の改組を引き起こすまでに発展したのが、「太陽の季節」をはじめとするいわゆる「太陽族」（ないし「太陽」）映画であった。

1956年5月、日活は芥川賞を受賞した石原慎太郎原作の「太陽の季節」（古川卓巳）を映画化し、公開する。映倫は「本編に取扱われている所謂戦後派青少年の生態には、いささか早熟すぎるものがある」（前掲遠藤龍雄170頁）として、これを成人向映画に指定したが、公開されると超満員の館が続出する一方で、「たちまち教育団体や婦人団体等が批判と抗議に立ちあがり、地方府県もまた条例を振りかざし、もともと映倫が成人向としているものを、業者は信頼できぬという気持ちも手伝って、自ら青少年観覧を禁止するのに、やっきとなった。」（同）。そうした矢先、同じく石原慎太郎原作の大映作品「処刑の部屋」（市川崑）の封切前日の6月27日、朝日新聞夕刊に映画担当記者伊沢淳が、大映永田雅一社長宛てに、「主人公（川口浩）が睡眠薬で女子大生（若尾文子）を眠らせて犯すところは、全く有害です。これは明らかに犯罪であり、その犯罪を青少年たちにまねさせる危険が多分にあります。この映画の上映を中止していただきたいとも思いますが、それが駄目なら、せめて、この辺りの部分を切っていただきたい。（純）」（「犯罪を真似させる危険 上映するならカットせよ」『朝日新聞』1956年6月27日付夕刊2頁）との公開書簡を掲載し、「封切前日から早くも、世間を騒然とさせた。」（『日本映画の倫理と『その社会性』』『キネマ旬報』1956年8月上旬号28頁）。これに対して大映はこの朝日新聞の「見出し」をそのまま宣伝の惹句に使う商魂の逞しさをみせ、「処刑の部屋」は「封切初日は、各館とも早朝より満員となり、女子高校生を主とする観客で各地とも賑わった」（同）。

が、その翌日の6月29日、地域婦人団体連合会（地婦連）の代表4名が映倫を訪れて、池田義信事務局長（副委員長を兼務）に対し、「“処刑の部屋”の未成年観覧禁止を徹底し、あわせて映画審査の甘い点を改革するよう」（『映画界の動き：『処刑の部屋』問題で映倫審査の再検討を要望』前掲『キネマ旬報』1956年8月上旬号104頁）に、との要望書を提出し、また興連に対しても「処刑の部屋」上映館での「場内管理」（同）を行いたいと求めるものの、これは興連に拒否される。そして同じ日に開かれた映連の理事会において、城戸松竹社長は「最近ある種の映画が社会的に問題化している。現在の映倫のあり方は根本的に再検討されるべきだ。」（『『太陽映画』と映倫改組』『合同通信 映画特信版』1956年8月5日2頁）と発言し、「太陽族映画」に対する風当たりは、次第に映倫の審査のあり方に向けられていく。懸案である米メジャー映画の審査参加問題もあり、この城戸発言を受けて7月11日、邦画5社長会議は映倫のあり方について議論したが、そこでは「城戸・大川対永田の大論争が展開」（同）され、激論の末、5社長会議として映倫の機構改革に着手することを決定し、映倫改組が具体的に動き出すこととなった（『映画界の動き：官僚検閲の防止が眼目』『キネマ旬報』1956年8月下旬号

104頁)。

他方、映画ジャーナリズムにおいても、次のように当該映画の製作について批判的な意見が多くなる。

「映画は営利事業である。もうけねばならぬ。しかし、社会的に判断して、明らかに有害であるものを作ってもいい、もうけさえすればいいのだというのでは、映画が反社会的事業になってしまう。映画はそんなものではなく、そんなものであってはならぬ。……映画という社会的武器の恐るべき威力について、もっと製作者の沈思を求む。」(永戸俊雄「映画の影響力を恐れよ」前掲『キネマ旬報』1956年8月上旬号27頁)。

「人間の不道徳を売物にして、興行価値を高め、利益をむさぼるとするのは、社会の倫理に反するものではないだろうか。映画界が墮落し、社会の指弾を受け、自主的運営を束縛されて、法律の拘束下におかれるようにでもなれば、文化事業としての性格は地に落ち、民主主義は敗退する。……この際映画人は沈思反省の必要があろう。」(前掲「日本映画の倫理と『その社会性』」)。

「表現の自由と、それともなう責任を映画界の人が自覚せずに、コマーシャルリズムにのみ走れば、それが、自由を束縛しようとする側に、放送・新聞・出版などあらゆるジャンルの表現の自由を圧迫するキッカケを作らせることにもなる……映画製作者はそこまで考えて、今後の映画製作に慎重を期してもらいたい。」(南博「『処刑の部屋』の責任」前掲『キネマ旬報』1956年8月上旬号29頁)

このように官僚統制を危惧して映画業界に対し、この種の映画製作について「沈思」や「反省」「慎重」を求める声上がる¹⁵⁾。こうして太陽族映画に対する世間のまなざしは厳しさを

15) とはいえ、ジャーナリズムの中に太陽族映画を評価する声はなかったわけではない。例えば「日本の映画に根強い勢力をもっている一つのジャンルに日本的なメロドラマというものがある。それはあまりにも古い因習や義理人情の倫理に裏づけられているとはいえ、そこにはゆがめられ、不当に虐げられた青春と無抵抗と古めかしい感情への感溺しかない。太陽族映画はこうした日本映画の伝統的なマンネリズムに対する一つのレジスタンスとして爆発的に現われたものであり、「そうした新しいものを生む可能性を示す萌芽がハッキリ認められるのに、それを育てようとせずに単に漠然とした太陽族映画という名のもとに一括されてまだ萌芽のうちにふみにじられることを怖れるものである。」(森満二郎「太陽族映画の功罪」『キネマ旬報』1956年9月下旬号35頁)と、メロドラマなど既存の日本映画の伝統的なテーマに対する「レジスタンス」として、太陽族映画を評価している。そしてこの点からいえば、「処刑の部屋」を監督した市川崑も、かの朝日記者伊沢淳とのほとんど平行線に終わった対談において、「私は芸術とは、レジスタンスと思うのですが……。」と述べ、これに伊沢が「『処刑の部屋』もレジスタンス？それで困るのだ。」(市川崑・伊沢淳 対談「映画批評について」『キネマ旬報』1956年8月下旬号30頁)と応答しているが、市川の製作意図の中には「石原慎太郎氏というのは、あの爆発したようなレジスタンスです。それを僕は認めた。認めたというよりも、それに共鳴した。」(同31頁)と語っているように、「古いものに対する反抗」(市川発言 同30頁)があった

増す一方であったが、これに追い打ちをかけるように、日活が7月12日に「狂った果実」(中平康)を、8月14日に「逆光線」(古川卓巳)を各々公開し、また9月26日には映倫による公開延期要請を拒否して東宝が石原慎太郎自身の脚本・主演による「日蝕の夏」(堀川弘通)を、さらに日活が10月1日に「夏の嵐」(中平康)を封切るなど、製作サイドは興行成績の高さもあって強気の姿勢を崩さなかった。この間、マスコミの中心をなす新聞は、「狂った日本映画 理屈はつけていても暴力と愛欲が売物」(『読売新聞』1956年7月28日夕刊4頁)、「太陽族映画はもうご免だ 全国に盛上がる排斥運動」(同1956年8月13日朝刊7頁)、「太陽族映画に街の抵抗運動 観覧者の6割青少年」(同1956年8月16日夕刊5頁)、あるいは「太陽族映画に反発 各地で観覧を禁止」(『朝日新聞』1956年8月3日夕刊7頁)、「燃えさかかってきた批判 分かれ道に立つ映画界」(同1956年8月18日朝刊3頁)などと映画業界に対する批判とともに、各地の太陽族映画「排斥」の動きを大きく取り上げ、さらには「映画をまね女を襲う」(『読売新聞』1986年8月5日夕刊3頁)、「太陽族3少女が強盗」(同1986年8月14日夕刊5頁)、「映画の真似をした」と検挙された少年が告白する非行がこうして毎日のように書き加えられてゆく(「太陽族と映画 無批判にすぐ“実演”」『毎日新聞』1956年8月22日朝刊7頁)と、青少年の犯罪をこれらの映画による直接の影響だとして糾弾するなど、映画業界はマスコミの激しい批判にさらされる。

そして8月11日には、新聞協会、書籍出版協会、民間放送連盟などが組織するマスコミ倫理懇談会が、その一員でもある映倫に対して「最近のいわゆる“太陽映画”について世論の非難を招くに至ったことは遺憾にたえない。……映倫がこんな事態を招いたことに対して猛省をうながすとともに、映画界がマスコミ浄化の立場から、企画製作はもちろん、興行の末端に至るまで、その責任において自己規制をし、世論の批判にに応じてくれるように強く要望する。」(「映画界の動き：“太陽族”映画の続出に世論の声きびしく起る」『キネマ旬報』1956年9月下旬号116頁)との要望書を提出する¹⁶⁾。また同13日には文部省所管の青少年教育分科審議会

ことは、明白である。他方、脚本を書いた和田夏十は、主人公の「克己がすべての既成道徳をけとばすところによやく生き甲斐を見つけ出そうとする」(市川崑・和田夏十 1962 229頁)その「純粹さが、『俺は反抗するんだ』『俺はやりたいことをやるんだ』と叫ばせ行動させ、克己がそうすればするほど、克己のりきみ返り方がますます空転していく」が、「この無残な空転を止めてやれるものは何でしょう」「これを考えてみなければならぬのではないか、というのが『処刑の部屋』を脚色した私の趣旨でもあるのです。」(同 230頁)として、「既成道徳」に対する「反抗」の「空転」を「止めることのできるものを問う、というところに脚色の「趣旨」があったと述べている。

16) 映倫が太陽族映画の製作に対して抑制や中止などの措置を取らなかったのは、映倫が業界の自主規制組織であって、何らかの法的権限をもつ統制機関ではないからであるが、この点について審査員の小林勝は次のように述べている。「太陽族映画の簇出に対して、映倫が何故手を打たないかという声がある。こうした声は性典ものの時も十代もの時もあった。しかし映倫はそれについては手を出さない。だからますます映倫はなっていない、という声に変わるのであるが、いかにそれらの映画が好ましくないものであっても、映倫は製作中止を勧告するようなことはしないのである。諸君も歯がゆい

において、民間の自粛運動は限界であり、政府による法的規制が必要だとする意見が出され、そこではこれを補強するように欧州視察旅行から帰ってきた文部省社会教育局長内藤誉三郎が、「諸外国では不良映画の観覧を法律によって取締まっている」（前掲『映画年鑑』1957年版 123頁）と述べ、文部大臣清瀬一郎も同14日「文部省としても法的措置を考えている」（前掲『朝日新聞』1956年8月18日朝刊 3頁）と法による規制を示唆する。さらに8月24日には先の青少年教育分科審議会が、「優秀映画の観覧奨励」「不良映画追放の国民運動を起す」「不良映画に法的措置をとる」（「不良映画に文部省側の結論：取締りへ 法的な断」『朝日新聞』1956年8月25日朝刊 7頁）との結論をまとめ文部省に提出するなど、政府による映画の観覧規制がはっきりと動き出す。これを踏まえて、政府は「有害な映画の追放には法律的な措置を要する」との原案を取りまとめ、9月6日に開かれた内閣の中央青少年問題協議会に提出するものの、委員の中島健蔵や藤田たきなどの反対もあり、法案の提出は「一まず保留」（「“法律化” 一まず保留：中青協太陽族映画で論議」『朝日新聞』1956年9月7日朝刊11頁）となる。しかしこのことは、むしろ政府が法による規制を断念したことを意味するものではなかった。9月28日に開かれた衆議院文教委員会での辻原弘市委員の質問に対する清瀬大臣の応答は、この点を証す。

清瀬文部大臣：「……わが国では憲法に検閲は禁止されております。……ゆえに法律を作るとしても検閲法は作らないということは、私ここで明言いたしておきます。目的は教育目的で、観覧の側の検閲といえば映画自身を審査する。観覧の側における学校の教育程度とか青年の年齢とか、そういうこと方の制限に進むのじゃないか、かように思っております。」

辻原委員：「……もし審議会が答申をした線に沿って立法措置をするならば、教育上の観点でいわゆる観覧者を制限するというような形の立法措置に進むのではないか、こういうふうにならされたのですが、そういうふうに乗ってよろしいでしょうか。」

清瀬文部大臣：「おおむねそれでいいと思っております。教育目的のためにということが一つ。それから対象たる者は、青少年、学童、こういうことになるのであります。……」（第24回国会衆議院「文教委員会議録」第50号 1956年9月28日 9頁）

「憲法に検閲は禁止されて」いるから「検閲法は作らない」と言いながら、文部省として「教育目的のために」映画「観覧者」の年齢制限を「立法措置」として実施するというのである¹⁷⁾。このような政府による法規制の動きを受けて、さすがに映倫の青少年映画委員会の委員

と思うであろうけれども、それが民主主義なのである。もしそういう干渉をすれば、製作企業の統制となり、自由な企画権の侵害となる。それは独禁法を犯すことになるのである。」（小林勝『映倫日記』前掲『キネマ旬報』1956年8月下旬号 55頁）。

17) 清瀬一郎は岩崎昶との対談においても、「[映画を] 検閲しないということは言えます。憲法に [禁

からも次のような声上がる。

「いまこそ全映画界が一致結束して徹底した自己規制の態勢を早急にととのえるのでなければ、官僚規制に自発する論議もついにはその力を失わざるようになって、法律による取締りは当然のしだいというふうに、世論がかたまってしまふ結果となりかねない。このような日本の文化に対する裏切り行為は厳につつまなければならぬ。製作者も配給者も興行者も、けっしてかえりみて他をいうことなく、だれが見てもなるほどとうなずけるような態勢の整備に全力をあげ、それを基盤として発言力を強化するように一日も早くしてほしい。」(関野嘉雄映倫青少年映画委員会副委員長「太陽族映画の法的規制」『映画時報』1956年10月号 29頁)。

「官僚規制」を阻むために、「全映画界」の「一致結束」による「徹底した自己規制」を訴え

止規定が] あるんですから、しようと思っても誰もできません。……しかしなるべく当たり障りのない方法で実効をあげたいと考えておるんです。」と述べた上で、「[憲法] 第21条第2項は検閲のほうですが、この問題は映画観覧のほうから来たんで、教育の問題です。学校に入っているものを教育するとか、教育を制限することは、これは学校の力です。教育委員会がやるんです。」と、観覧制限は、憲法で禁止している検閲とは異なり教育の問題だから可能だという論理によって、それを合理化している(対談 清瀬一郎 岩崎昶「太陽映画をめぐって」『中央公論』1956年10月号 214～215頁)。

なお、9月28日の衆議院文教委員会に先立つ9月13日、衆議院法務委員会の小委員会において、暴力団や青少年対策とともに太陽族映画への対応が議論の俎上にのぼり、参考人として出席した池田義信映倫副委員長(事務局長)に対して質疑が交わされたが、そこで示された議員たちの意見も厳しいものであった。

高橋[禎一]小委員会委員長：「自主的な映倫という機構があるにもかかわらず、次々とああいふ太陽族映画が出て……くるということは、どうしてもわれわれは理解に苦しむ。[中略]みずから求めて立法措置を誘導するというような結果になることをわれわれはおそれる。」(第24回国会衆議院法務委員会閉会中審査小委員会議録第3号 1956年9月13日 7頁)

三田村[武夫]小委員：「映画企業者ないし倫理委員会によってそれらの行き方が是正されない、自粛されない、反省されないとするならば、……社会全体の秩序を守るために、青少年の健全な精神的、肉体的育成を保護するために……国の権力により、あるいは法制的処理によって手当をせざるを得ない……」(同 10頁)

世耕[弘一]小委員：「映画企業の倫理観というものには信頼できるかどうか……もうけさえすればいいのだ、利益さえ上げればいいのだということを考えて、そこに社会的倫理という観念が非常に薄いんじゃないか、これがすなわち太陽族映画を輩出せしめた原因だ……」(同 12頁)

これに対して池田は、今は製作者が「反省」してこの種の映画製作を「自粛」していること、また「業界みずから反省に反省を重ねた結果」「全部第三者によって構成」(同 11頁)する映倫の改組を行おうとしていること、を挙げて理解を求めている。

他方、総理府の中央青少年問題協議会も8月末から10月にかけて「青少年に有害な映画対策」として立法措置を議論しているが、厚生省は、所管する中央児童福祉審議会に立法措置に慎重な意見が多いことや、児童福祉法など既存の法律で対応可能だと考えていることもあって、総じて新たな立法措置には反対の意向であった(「新映倫と映画立法」『合同通信 映画特信版』1956年11月11日号 3頁)。

るこの発言から、対応の鈍い映画業界に対する苛立ちを読み取ることができよう。

(2) 映画業界の対応

それでは、太陽族映画とそれを製作した映画業界に対する以上のような厳しい批判と規制の動きに対して、当事者である映画製作会社の側は具体的にどのように対応したのであろうか。既に6月末の映連会議においてこの種の映画を問題視し、映倫のあり方に言及した松竹社長城戸四郎は、7月7日、2本立から1本立製作への回帰を表明した大船と京都の撮影所宛のメッセージのなかで、松竹としてこの問題に対する態度を明確にする。

「映画にはそれ等 [= 「観客層の大半を占める若い世代」] の人達を誤りなき方向に指導しなければならぬ使命があるにも拘らず、現在の業界は徒に利潤のみを追求し、果ては社会への単なる行動的なレジスタンスを扱い、或いは官能的な面のみ走り、剩さへモラルを無視し、自分の行為に対し、何等の責任をも持たないもの、言い換えれば常規を逸脱した背徳行為に甘んじた作品内容のものが増加の傾向にあり、その前途を考える時、実に暗澹たるものがあります。我々は常に大衆の生活感情の中にあつて、時代の要望に即した健全なる映画を製作することに依つて、映画界が社会的に高い地位を確保し、且亦日本文化の向上に資するものとして高く評価されてきたにも拘らず、今やその名誉を失墜せんとしつつあることは嘆かわしい限りであります。従つてこの機会にこそ、松竹が決然起つて最も明朗健全なる映画を社会に発表して映画界の名誉を回復すべき事を痛感するのであります。かかる現状に鑑み、プロデューサー、監督、シナリオライターをはじめ、全員はその責任の重大性を充分自覚し、映画の持つ使命達成に挙げて邁進するよう御伝達されんことを切望致します。」(『映画時報』1956年8月号36頁)。

ここには、戦前来「大衆の生活感情」に内在しながら「明朗健全」な映画を送り出して、「日本文化の向上に資」してきた城戸の自負と誇りとともに、「常規を逸脱した背徳行為に甘んじた」作品の増加によって、その「名誉」が「失墜」しつつあることへの憤りとその「回復」への強い意志が看取される。城戸が口火を切つて映倫改組を強く提唱したゆえんであるが、しかしこの松竹と時代劇を中心に製作していた東映を除けば、製作会社の当該映画に対する態度は、その興行成績がよいこともあって、むしろ肯定的であった。映倫による公開延期要請を拒否して9月に「日蝕の夏」を封切った東宝の製作担当重役森岩雄が、公開に際して各映画館に配布した「要望書」はこの点を明らかにする。

「太陽族の存在が、現代青年層の一つの生態であり、社会の注視的であるなら、製作者がそれに着目し製作することは当然である。要は、採り上げ方、扱い方である。我々は一部

の青年の風俗生態の描写を行うことを目的とせず、かかる青年の風潮を生じさせた原因が指導者、保護者にその責任はないかどうか、さらにかかる青年自体も、この種の行動を欲しいままにして、何の得るところがあるかないか、この点を追求することをもって製作意図としている……。

太陽族映画が輩出し、識者、ジャーナリズムの批判が強く行われ、その余韻がおさまっていない今日、いかに異なる意図のものであってもこれを製作上映することは、業者の一員としていささか常識外れでないかとの意見があることも十分承知している。この意見は常識論として首肯できる……。

もし、常識慎重論に従ったとしたら、我々は太陽映画の亜流を製作したため、世論をおそれて引込めたと笑われるか、あるいは『クサイものにはフタ』式な、消極的な製作態度を逆に非難される。これは、嘲笑され、非難される以上に、製作者の見識をもって製作し上映する自由を、自ら葬り去ることに等しい愚挙である。[後略]（「日曜評論 太陽族映画の葬送曲」『合同通信 映画特信版』1956年9月23日号 1頁）

「太陽族」を生み出した「指導者」「保護者」の「責任」と、そうした青年自身にとっての「この種の行動」の意味を「追求する」のが、「製作意図」であり、製作・公開による世間の「非難」は覚悟しているが、その非難に屈したならば、「製作し上映する自由を、自ら葬り去ることに」なる、というのである。ここには世論の非難の中、表現の「自由」を盾にあえて製作し、上映しようとする挑戦的な姿勢が見て取れる。

また太陽族映画をいち早く取り上げ、合わせて4本製作した日活は、居直りとも受け取れる発言を公にしている。

「『太陽の季節』が『文藝春秋』で芥川賞をとって、映画を作る前に騒ぎがうんと大きかった。それを僕の方で買った。映画を作っている者としては金もうけをしなければいかんから作ったのだ。ただ私は『文藝春秋』で芥川賞を出したものだからそれを映画化したので、十代の性典というものをわざわざ作って映画化したわけではない。初めの出発点は何もない、まことに堂々とやったつもりだ。」（「特集 映画と検閲 映画人の考え方」における常務江守清樹郎の発言『中央公論』1956年10月号 191頁）

「太陽映画について全国的に批判が高まっているが、騒いでいるのは実際に映画を見ない人が多く、映画より騒ぎが先行している感だ。われわれとしては若い人の性に対する自覚と責任を教えようと考えており害になるものとは考えていない。徒に隠そうとする点に問題がある。この種の映画をみて反省している若い者が多いことも考えねばならないし、上映禁止または入場制限もいいが、現代社会の現実の一部であることも認めねばなるまい。」（1956年9月4日の仙台日活劇場竣工披露式における記者会見での社長堀久作の発言『映画年鑑』

1957年版 174頁)。

芥川賞を取った原作を「金もうけ」=ビジネスとして映画化しただけで、初めから何か「十代の性典」のようなセンセーショナルなものを意図して作ったわけではなく、また「若い人の性に対する自覚と責任を教えよう」という教育的な趣旨で製作したものであって、「害になるものとは考えていない」、映画の内容が「現代社会の現実の一部であることも認め」る必要がある、というのである¹⁸⁾。こうした日活の製作責任者たちの発言が、「世論に挑戦するもの」(「社説 映画業者の反省を要求する」『読売新聞』1956年8月16日朝刊 1頁)として指弾されたのも、必ずしもゆえなしとしない。このように世論が沸騰する中で、しかし事態を冷静に受け止める論評がなかったわけではない。臼井吉見の「だいたい太陽族映画なんてものは一時的なアワミたいなもので、もうそろそろ下火になりかけているんじゃないか……。……地方へいくとよくわかるが、老若男女みんな“くだらない”といっている。日本人がバカでないかぎり、長続きするはずがない。」(臼井吉見(談)「立法には反対」『読売新聞』1956年8月15日朝刊 7頁)という発言などはその例であるが、この点についてよりはっきりと述べたのは、中村光夫である。

「いわゆる太陽族映画の横行にたいして、映倫の制度をもっと強化しようとする動きが具体化しているようです。たしかにこれらの映画が、芸術的な意図とはまったく遠い商業主義の産物であり、大きな社会悪の、源泉とは言えなくとも、少なくとも温床になっているとすれば、放っておくわけに行かないという議論は一応もつともです。……しかしこれが何等かの形で検閲制度を常置する結果になるとすれば、太陽族映画にくらべて、どっちが大きな悪かわからないと思います。……数年まえに『性典もの』という映画がはやったことがあります。しかしそれが間もなく姿を消したことでわかるようにアクドイもの、ドギツイものはセンセーションをおこす力が強いだけに飽きられるのも早いので、うっちゃっておいたところで一年以上つづくものでないのは聡明な興行師自身がだれよりもよく知っていることでしょう。ところが権力を持つ機関はどんな小さなものでも、いったんつくられればたちまち強烈な自己保存、自己拡大の本能を持ち、世論などカエルの面に水で、どんどんふくれあがって行くことは僕等の眼前で多くの事例が示す通りです。『権力はいつも犯罪人を口実にして、罪のない人民を犠牲にする』とバンジャマン・コンスタンがいますが、民主主義とはこのよう

18) 実は堀久作は、大映の「処刑の部屋」公開後世論の太陽族映画批判の沸騰を受けて、1956年8月17日映倫渡辺鏡蔵委員長が直接この種の映画製作の自粛を申入れてきた際、「今後“太陽族映画”は製作しないように社内に申し渡してある。企画中のものは中止する。」(「太陽族映画は作らぬ 堀日活社長言明」『朝日新聞』1956年8月17日夕刊 7頁)と応えて、「狂った果実」をもって製作の中止を言明したが、その後製作した「逆光線」は太陽族映画ではないと強弁して公開した。

な権力の性格をできるだけ矯めなおすために立てられた原則であり、制度であったはずで
す。今日の日本で一部の官僚政治家の企^マろでいる警察国家の再現にくらべたら、太陽族のもたら
す悪など屁のようなものでしょう。」(中村光夫「愚者の楽園」『読売新聞』1956年8月14日
夕刊3頁)

かつての「性典もの」がそうであったように、太陽族映画も早晚「飽きられ」るので「うっ
ちあっておい」てもいづれなくなるのに対し、「検閲制度」が「常置」されるようになれば、
「権力」の「自己拡大の本能」からして「ふくれあがって行く」ことは避けられず、そうした
「警察国家の再現」に比べれば、「太陽族のもたらす悪」など取るに足りないものだ、というこ
の勇氣ある発言は、当時の太陽族映画非難の大合唱の中において、異彩を放つものであった。

他方、こうした批判の嵐にさらされた映画業界において、観客と直接接する興行サイドから、
映倫審査の強化とこの種の映画の製作自粛を求める動きが台頭したことは、注目に値する。す
なわち愛知県興行協会は、7月を「青少年映画管理月間」として成人向指定映画の入場者管理
を厳格化するとともに、映倫渡辺鍊蔵(元東宝社長)委員長宛に「映倫組織の強化、高度
なる審査基準の確立、一般社会の納得する審査処理の推進」(前掲『映画年鑑』1957年版172
頁)など映倫審査の強化を求める要望書を提出し、また岩手県興協も、8月7日、製作6社社
長宛に「官僚による文化統制の一環として映画、図書等検閲制度復活をもくろむ空気なども一
部にある折柄、いたずらに世論を刺激することは県条例または法律等の制定を生ずるおそれも
あり、……興行者としても世論の非難を浴びつつこの種の映画を上映することは甚だ迷惑であ
り、……太陽映画ないしこれに類する作品は今後極力製作を自粛されるよう要望する」(同)
との要望書を提出する。

このような動きは、さらに千葉、兵庫、長野、栃木等の各興行協会等にも拡がり、これを受
けて興連は、8月28日、太陽族映画について、「かかる映画の製作は青少年に悪影響を与える
ので絶対反対するとともに、今後製作されたときは上映を拒否することもある。」また映倫の
審査については、「官僚による映画の審査は絶対に反対、製作・配給・興行に関係のない
第三者による厳正な審査、アメリカ映画も同様な審査を受けるよう要望する。」(同173頁、
「日興連 太陽族映画拒否申入れ」『読売新聞』1956年8月27日夕刊5頁)との「決議書」を
文部省、邦画製作6社および映倫に送る。

こうして太陽族映画を実際に上映している興行の現場から、はじめて太陽族映画に対する反
対の声があがったことは、きわめて重要である。それは、元来「不良映画の上映は、製作会社
との関係から拒否できない立場にある」(長野県興協の「決議文」同)にもかかわらず、製作
会社の側の対応が、一部を除き事実上映倫の改組問題に限局されて鈍いなか、厳しい世論の批
判と官僚統制の蠢動に促迫された、強い危機意識のあらわれにほかならなかった。

このように世論に加え、業界内部からも批判の火が上がった太陽族映画は、日活が10月に公

開した「夏の嵐」をもって事実上製作を打ち切ることによって、さしものブームも終息することとなった。が、政府は、その後も文部省を中心としてこの種の映画に対する青少年の観賞を禁止する立法措置を執拗に追求し、11月5日の内閣中央青少年問題協議会が提出した「青少年の観賞を制限する法的措置を講ずること」（『法律で観覧制限』『読売新聞』1956年11月6日朝刊7頁）との意見具申を待って、12月の通常国会に「非青年映画観覧禁止法案」（同）として上程することを決定する。そこには（1）文部省に映画審議会を設けて不良映画の審査指定を行う、（2）不良映画の18歳未満の観覧を禁止し、入場させた業者には罰金刑を科す、（3）青少年の観覧をチェックするために映画館の立ち入り調査を行う、など強硬な内容が盛り込まれた（『青少年の観覧を禁止 不良映画に立法措置』『読売新聞』1956年10月9日朝刊1頁）。

文部省自らが青少年の観賞できる映画の可否を審査するなど、この強硬な映画統制案に対して、当然にも業界をはじめとして各方面から強い反対の声が上がる。まず邦画5社会議が法案絶対反対の態度を表明するとともに、「文部省の動きを封ずるためにも」「映倫の改組を促進することを決定」（『映画年鑑』1958年版164～165頁）し、映画監督協会、映画製作者 [= プロデューサー] 協会、映画音楽家協会、俳優協会、撮影者倶楽部、シナリオ作家協会の映画芸術家6団体も、11月1日、「取締り立法が映画芸術家の創作と表現の自由を束縛し、ひいては思想統制への道につながるものであり」「憲法21条の主旨に明らかに違反する」として、反対の「声明書」（同165頁）を発表する。さらに総評、映連総連、全映演などの労働組合と国民文化会議も、11月5日文部省に反対を申し入れる（前掲「法律で観覧制限」『読売新聞』1956年11月6日朝刊7頁）など、反対の声は日増しに大きくなる。しかも太陽族映画に容赦なく批判を浴びせかけた新聞が、立法による規制には強く反対して映画業界を支持したこともあり、折からの映倫改組が現実化することによって、結局この法案の国会提出は見送られることとなった。

（3）映倫の改組

太陽族映画の公開が世間に与えた影響は、当事者の予想をはるかに超えるものであり、具体化しはじめた官僚統制を阻止するためにも映画業界はそれへの対応を迫られることとなった。製作各社が激論の末に決めた映倫の改組は、その有力な対応策として位置づけられたが、しかし映倫の改組そのものは、アメリカ・メジャー10社日本支社の映倫審査への参加問題とかわかって、太陽族映画の登場以前からすでに議論されていたことに留意する必要がある。先に触れたように、メジャー10社による映倫審査の不参加問題は、1955年9月のMGM映画「暴力教室」の公開によって世間に知られるようになったが、既に委託審査というかたちで映倫審査に参加していたヨーロッパ映画の輸入配給業者は、1954年秋、自らが組織する外国映画輸入協会として、外国映画を統一的に審査する独立した審査機関の設立を求めて動き出し¹⁹⁾、映倫はこ

19) ヨーロッパ映画を輸入・配給していた東和、映配、新映配、英国映画協会等の企業は、自ら外国映画輸入協会を組織して占領終結後の1952年秋から映倫の審査を受けていたが、各社の「協力の度合い

れと協調して55年9月、大沢商会会長大沢善夫（元東宝社長）を介して、アメリカのMPEA（Motion Picture Export Association：映画輸出協会）副会長兼極東代表アーヴィング・マースと面談し、審査への協力・参加を要請する。

この要請を受けてMPEA日本支部の代表ホックステッターは、ニューヨーク本部に対し(1) MPEA日本支部として自主的な映画審査機関が設立された場合は、これに参加し協力する意志がある、(2) 審査機関の機構・運営についてはMPEAの希望が入れられる必要がある、等の意見を付してそれへの参加を打診したのに対して、本部から「現地に処理を一任する」（前掲『映画年鑑』1957年版387頁）との回答を得る。この回答を得て、9月30日、映倫と外国映画輸入協会は、全ての外国映画輸入業者を網羅した「映画審査機関設立準備委員会」を設置することを決めるが、その間、大沢善夫は映倫の依頼に基づいて渡米し、訪米中の永田雅一とともにMPEA理事会に出席して理事らと話し合いを持ち、さらに帰国後、MPEA副会長マースおよび同駐日代表ホックステッターと数回にわたって協議を重ねる。大沢は、これらの協議の結果を(1) メジャー10社全てが日本の自主審査への参加に同意しているとはいいがたいが、何らかのかたちで協力する必要はあると考えていること、(2) 映倫に対して「疑惑、誤解、認識不足の点もあるよう」なので、「この際それを除去すべきである」こと、(3) 「日本側において[国]内外映画の自主審査機関の組織構成、運営などについて納得しうる具体的な提案をなすべきである」（同388頁）こと、等として取りまとめ、映倫池田義信副委員長に提出する。

その後、11月7日、ホックステッターは、MPEAニューヨーク本部から映倫参加問題について正式に交渉をはじめるとの指示を受け、大沢を介して映倫に対し、現行の審査制度の手続き、構成、映倫との関係および新しい審査制度の計画内容等について資料の提出を求め、これに応じて映倫は、同17日必要書類を取りまとめて提出する。そして同25日の池田副委員長と外国映画輸入協会代表との会談を経て、映倫は新たな審査機関の具体化に向けて動き出し、同30日に映倫改組の試案を作成して、劇映画製作5社と外国映画輸入協会に提示する。その後、やや動きは停滞するが、翌1956年3月1日、MPEA会長ジョンストンが来日し、マース、ホックステッターとともに池田、永田、大沢らと会談して、メジャー各社に参加を促すことと日本支部を通して具体的な話し合いに入ることを約束して帰国する。その後、MPEAからの連絡はやや遅くなったが、5月23日付でニューヨーク発の電報がマースに届き、大沢を通じて池田に次の内容が伝えられる。

に格差があ」（前掲遠藤龍雄121頁）り、「私は子供が欲しい」（デンマーク）や「ポルジア家の毒薬」（フランス）「バルテルミーの大虐殺」（同）などの作品での「出産」や「裸体」シーンのカットをめぐって、映倫と業者との間で激しいやり取りがあり、「バルテルミーの大虐殺」場合には警視庁が介入して輸入業者が強く反発するなど、両者の間に軋轢が生じていた（同121～158頁）。こうした事情から、これら外国映画輸入協会を構成する業者が、アメリカ映画も含む外国映画全体を統一的に審査する独立した審査機関の設立を求めて動きはじめていた。

(1) 米国映画輸出協会（MPEA）は日本に於て上映する総ての映画を「青少年映画委員会」へ審査のため提出することに同意する。(2) MPEA は、米国映画協会（MPAA）の審査終了マークを有する映画を、MPEA の選定する日本国民で映画倫理規程管理委員会（映倫）又は映画事業に直接関係を持たない世間的信用ある人物によって審査されることに同意する。但し、右審査員はその映画が、日本国民、又は、日本政府を侮辱して居るか、否か、日本と諸外国との関係に悪影響を齎すか、否か、の2点についてのみ審査し、日本における上映拒否、または一部削除の判定を下すものとする。(3) MPEA は、前記審査員の判定に不同意の場合は、MPEA が映倫の同意を得て任命する委員会の再審査を受け、その最終判決に従うことに同意する。(4) MPEA は、第2項に掲げた2点以外の理由に基づく上映拒否、又は一部削除の判定、又は判決には同意しない。（『映画時報』1956年7月号36頁）。

池田は、このMPEAによる映倫「青少年映画委員会」の審査は受けるという「条件付き協力」の回答に対して、6月5日「原則的に了解する」（前掲『映画年鑑』389頁）との意向を伝え、これによって米メジャー10社の新映倫への参加が、ひとまず確定することとなった。

太陽族映画問題が生成したのは、まさにこうした状況のもとであった。太陽族映画にかかわって映倫のあり方に対する批判が強まり、先に触れたように、1956年6月29日の映連理事会において城戸が映倫の制度改革について言及し、7月11日の邦画5社長会議において城戸・永田論争の末に映倫の改組が決められたのは、米メジャー映画への対応もさることながら、自らの足元で火の手が上がったからにはほかならない。激化する映倫批判のなかには、例えば「映倫とはなにもしなかった存在であり、世論をきわめて甘くみており、業者の利益のみを考えて安易な行き方に終始してきた組織である。今日これを改組するというが、それはせぬよりはよいにちがいないが、問題がそこで解決されるものではない。従来への行き方、従来への態度を根本的に変更するかどうか、ここでは問題であろう。」（前掲「社説 映画業者の反省を要求する」『読売新聞』1956年8月16日朝刊1頁）というような極端なものもあった。が、そもそも映倫の危機が叫ばれ、「映倫の存在が危殆に瀕」（「新映倫と映画立法」『合同通信 映画特信版』1956年11月11日号2頁）するような事態に至ったのは、映倫が映連による自主規制機関として誕生しながら、その映倫に対し製作・配給会社が十分に協力してこなかったところに大きな原因があることは、看過してはならない。

7月の映倫改組の決定を踏まえて、邦画5社長会議は、8月17日、(1) 審査を受ける関係者が母体となり管理委員長を委嘱する。委員長は野球のコミッショナー的なものとする、(2) 5名程度の管理委員を業界以外から選ぶ、(3) 審査委員は委員長が任命する、との独自の映倫改革案を策定する（「映倫改組に5社長案を発表」『読売新聞』1956年8月18日夕刊5頁）。米メジャー側が、この案について態度を留保したこともあり、映倫改組の動きはしばらく停滞するが、既述のように、その後秋にかけて文部省を中心とした法的規制の動きが活発化したために、

邦画5社長会議は、10月15日、ひとまずメジャーを除く邦画業者で新映倫設立準備委員会を組織することとし、森岩雄がその代表世話人代理（東宝小林富佐雄社長の代理）として、11月6日の劇映画6社代表を皮切りに、同7日には独立系と短編製作各社、8日には邦人の外画輸入業者の代表とそれぞれ話し合いを持ち、自らが5社長会議の映倫改革案を基礎に作成した新映倫の組織と運営要領案について同意を得る（『映画界の動き：映倫の改組をかね新映倫の発足、年内に具体化』『キネマ旬報』1956年12月上旬号 120頁）。

さらに森は、11月10日に興連、12日には映画製作者〔プロデューサー〕協会、映画監督協会、シナリオ作家協会、そして映演総連とも各々会談して新映倫の設立について協力を要請して賛同を得るなど、映画関係者による新映倫設立への機運が高まっていく。このように新映倫設立の動きが具体化するなかで、米メジャー10社とMPEA駐日代表ホックステッターも、新映倫が映連から独立した第三者機関となれば不参加の有力な根拠がなくなることもあり、「確答は避けしたが、その趣旨には賛同する意向を表明」（『映画界の動き：関係各領域と懇談終り新映倫いよいよ発足』『キネマ旬報』1956年12月下旬号 112頁）し、「審査問題最大の難関はとりのぞかれ」（『今日の話題：立法反対を旗印に新映倫発足』『映画時報』1957年1月新年特別号 30頁）る。

世話人会は、「映画の日」の12月1日を新映倫の発足目標として、新たな組織構成と運営要領など新映倫の具体的な制度的内容を確定し、これを踏まえて11月14日と17日の両日、劇映画製作6社、短編映画製作各社、米国メジャー10社、ヨーロッパ映画輸入配給業者の各領域の代表の出席のもと、新映倫設立準備委員会が開催され、全会一致をもって「組織委員会設置要領」を採択する（前掲「映画界の動き：関係各領域と懇談終り新映倫いよいよ発足」112頁）とともに、同じく全会一致で「映画立法反対決議」（前掲「今日の話題：立法反対を旗印に新映倫発足」33頁）を決定する。設立準備委員会の決議のもと、新たに発足した組織委員会は、大川博を委員長として選任するとともに、「管理委員会組織要綱」および「管理委員会規程」を決定した上で、新映倫の管理委員長として政府の映画審議会会長を務めた高橋誠一郎に委嘱することを決め、固辞していた高橋も最終的に就任を受諾する。そして11月30日、組織委員会は、高橋も出席して新映倫設立のための最後の準備会議（＝新映倫設立準備総会）を開催し、「組織委員のあり方、『倫理規程』の改訂、運営予算、青少年委員会の取扱い、暫定措置などについて研究」（『映画界の動き：新映倫の顔ぶれ揃う 本格的運営は1月1日から』『キネマ旬報』1957年新年特別号 152頁）て、その処理を確定するとともに、新映倫発足と同時に内外の業者45社からなる新映倫の「維持委員会」へと自らを組織替えすることを決める。

以上を踏まえて、12月1日、「新たななる構想に基づいて、映画倫理の確立をはかり、その活動の万全を期するための『公正なる自主管理機関の設置』を実現し、映画に対する社会の支持とその信頼に応える。」との「設立趣意書」（前掲「映倫50年の歩み」編纂委員会編 60頁）を発表して、新しい映倫が発足する。新映倫では、それまでの「映画倫理規程管理委員会」が「映倫管理委員会」に、諮問機関である「青少年映画委員会」が「青少年映画審議会」に改称

されるとともに、この二つの組織は、それまでのような業界関係者ではなく全員第三者と学識経験者をもって構成され、またその維持費用も、従来のように映連加盟各社に依存するのではなく、審査映画の尺数に応じた審査料をもってすべてを賄う方法に切り替えられた（前掲遠藤龍雄 200～202頁）。

かくして映倫は、人的にも財政的にも映画業界から完全に独立した組織として再編され、「『映画の表現の自由を守る』ための我が国最初の第三者機関としてスタートする」（前掲「映倫50年の歩み」編纂委員会編 61頁）こととなった²⁰⁾。1957年1月1日、新映倫は「映画の審査に当っては、権威ある良識により、映画の娯楽性芸術性に対して深い理解を持ち、如何なる国の映画に対しても偏見に陥らず、公正な襟度を保ち、慎重な態度を以てこれに当る」との管理委員長高橋誠一郎の「声明」（映倫管理委員会1957 10頁）を発表して、新たに事業を開始したのである。

以上、興行時間の規制問題と太陽族映画にかかわる鑑賞規制の問題について、幾分立ち入って検討してきた。前者は、厚生省が主導したものの映画業界とりわけ興行業者の強力な反対によって挫折し、後者については内閣・総理府・文部省がそれぞれの立場から関与して文部省が主導したが、映倫の改組という業界による自主的な対応措置によって処理された。が、この動きを通してはっきりと顕在化したことは、映画の社会的影響を名分とする政府の映画とその業界に対する介入の強い志向性であり、それはあたかも戦時下の官僚統制を想起させるほどのものであったということである。もともと厚生省は、戦前、映画・新聞等ジャーナリズムの検閲・統制を所管していた内務省（後に検閲業務は情報局に移管）から1938年に分離独立した組織であり、文部省もまた小説等の検閲を担当していた官庁であったが、これらの行政当局が、戦後においても機会さえあるならば、民間の自由な表現活動と企業活動に対して介入する意思と志向性を潜在させていることを、白日の下にさらしたという意味において、この二つの問題の発生は貴重であった。ここから戦時と戦後を貫く政府・官僚の思考の特質を読み取ることは、決して飛躍ではないであろう。（未完）

20) 中村秀之は、ポスト占領期における日本映画の作品分析を通して「55年体制」の時代精神を明らかにしようとした興味深い著作の中で、「映連の内部組織から第三者組織に変更する」映倫のこの改組を、「業界自身が自主規制によって商品の品質を保証するという〔占領〕改革理念の放棄を意味した」ものとして、「占領改革の形式的継続とその修正ないし実質的キャンセルの顕著な例」と評価している（中村秀之 2014 42頁）。確かに、本稿で立ち入って検討したように、映倫に対する映画業界の協力姿勢はきわめて不十分であり、太陽族映画への激しい非難を契機に映画業界自らが、「自主規制」を「放棄」して第三者による規制を受け入れざるを得なくなったことは疑いないが、しかし他方では、映連の内部組織であることを理由に審査を拒否してきたメジャー10社を参加させるためにも、第三者機関への改組が必要であったという事情を看過してはならないであろう。

引用文献

- 市川崑・和田夏十 1962 『成城町271番地 ある映画作家のたわごと』 白樺書房
『映画年鑑』1956年版, 1957年版, 1958年版 時事通信社
映団連 1960 『映産振 映団連十年の記録』 映画産業団体連合会
映倫管理委員会 1957 『映倫管理委員会報告』1957年上半期
「映倫50年の歩み」 編纂委員会編 2006 『映倫50年の歩み』 映倫管理委員会
遠藤龍雄 1973 『映倫 歴史と事件』 ぺりかん社
中村秀之 2014 『敗者の身ぶり ポスト占領期の日本映画』 岩波書店